

国立大学法人大阪大学教職員休職規程

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学教職員就業規則(以下「教職員就業規則」という。)第14条第3項及び国立大学法人大阪大学任期付教職員就業規則(以下「任期付教職員就業規則」という。)第12条第3項の規定に基づき、これらの就業規則の適用を受ける教職員(以下「教職員」という。)の休職に関する取扱いについて定めることを目的とする。

(休職中の規則等遵守義務)

第2条 教職員は、休職中であっても、職務に従事しないほかは、就業規則その他大学の定める規則・規程等を遵守しなければならない。

(病気休職)

第3条 教職員就業規則第14条第1項第1号及び任期付教職員就業規則第12条第1項第1号に規定する休職(以下「病気休職」という。)及び当該休職の期間の更新は、原則として医師の診断の結果に基づき行うものとする。この場合、大学が必要と認めるときは、産業医又は大学が指定する医師の診断を受けるよう、命じることがある。

2 前項に定める場合のほか、病気休職の期間を定める場合及び教職員を復職させる場合においても、これと同様に取扱うものとする。

(刑事休職)

第4条 教職員就業規則第14条第1項第2号及び任期付教職員就業規則第12条第1項第2号の規定に基づく休職(以下「刑事休職」という。)以外の事由により既に休職中の教職員を刑事休職とする場合には、当該休職者をいったん復職させた上で、これを行うものとする。

(休職の期間)

第5条 休職の期間は、同一の休職事由に該当する状態が存続している限り、当該期間中にその原因である疾病の種類及び教職員の職務内容等に変更があったとしても、引き続き継続しているものとする。

(休職の手続)

第6条 教職員を休職とする場合には、その理由を記載した文書(以下「理由書」という。)を交付して、これを行う。ただし、教職員から同意書の提出があったときは、この限りではない。

2 理由書の交付を行うに際して、これを受けるべき教職員の所在を知ることができない場合においては、その内容を民法(明治29年法律第89号)第98条第2項に定める方法によって公示することにより、休職の意思表示を行う。この場合、民法第98条第3項の規定により、公示された日から2週間を経過したときに理由書の交付があったものとみなす。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規程の適用日の前日において国家公務員法(昭和22年法律第120号)第79条及び人事院規則11—4(職員の身分保障)の適用を受け、休職の発令を受けている教職員は、当該発令の期間において、この規程により休職しているものとみなす。

3 この規程の適用日の前日において国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和45年法律第117号)の適用を受け、派遣職員として発令を受けている教職員は、当該発令の期間において、教職員就業規則第14条第1項第5号に基づき休職しているものとみなす。